

## 悪 臭

### 【調査内容】

調査内容	
悪臭の状況	・臭気指数もしくは臭気の濃度又は特定悪臭物質のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度等の状況（アンモニア、メチルメルカプタン等の特定悪臭物質 22 物質、臭気指数）
気象の状況	・風向・風速、大気安定度（日射量、放射収支量）、気温等
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

### 【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
悪臭の状況	対象事業実施区域の敷地境界 2 地点 (No.1～No.2) (風上・風下) 及び対象事業実施区域周辺の住宅地付近 4 地点 (No.3～No.6) の計 6 地点とする。 (図 4-1 参照)	特定悪臭物質 22 物質、臭気指数	1. 調査時期及び回数 気温が高く悪臭の影響が発生しやすい夏季及び比較対象となる冬季の計 2 回
気象の状況	大気質における地上気象の No.1-2、No.1-3 に同じ (前掲図 1-1 参照)	風向・風速、大気安定度 (日射量、放射収支量)、気温等	1. 調査時期及び回数 1 年間の通年

### 【予測及び評価の手法】

環境影響要因		環境要素	予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期
存在・供用時	施設の稼働	悪臭	・臭気指数の状況の変化の程度 ・特定悪臭物質の濃度の変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により悪臭の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界及び周辺地域の現地調査地点とする。	・新施設と既存施設 (西棟) の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時

評価の手法	
存在・供用時	◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号) 及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年条例第 57 号) に基づく敷地境界における規制基準

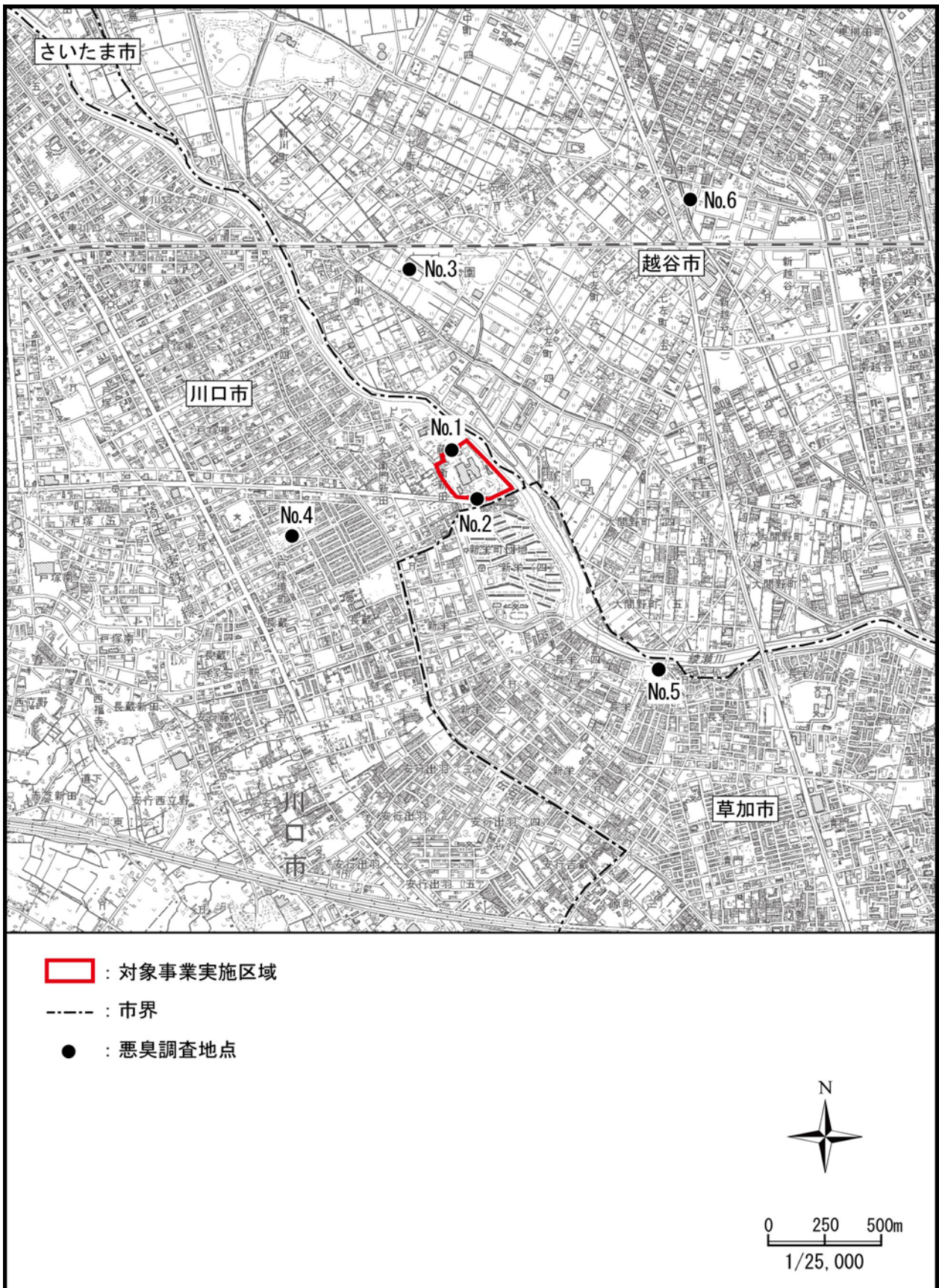


図 4-1 調査地点位置図 (悪臭)

## 水 質

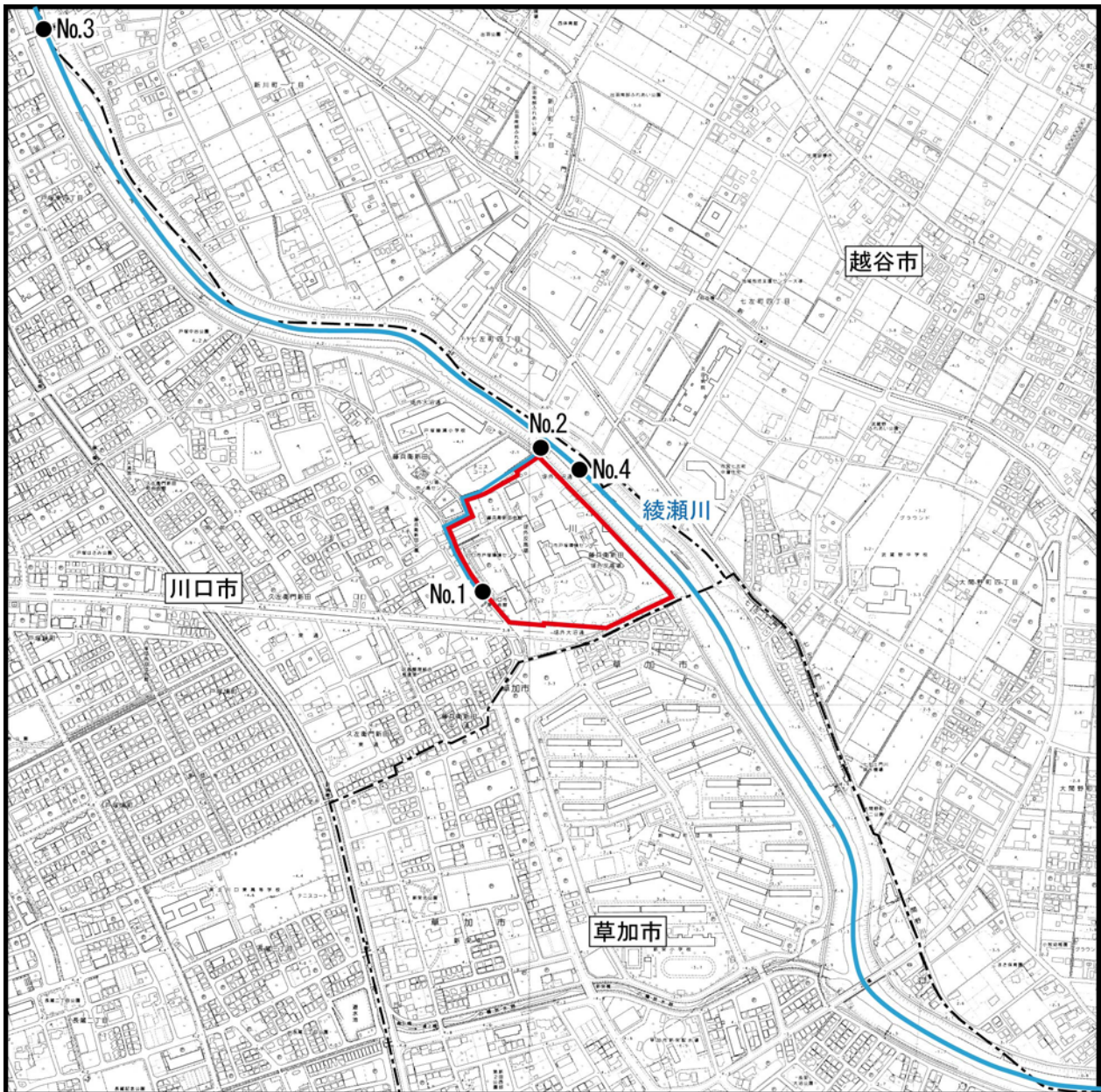
### 【調査内容】

調査内容	
公共用水域の水質及び底質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質…生活環境項目等 8 項目（生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、全窒素及び全りん、水温、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数）、健康項目及びダイオキシン類</li> <li>・底質…有害物質（シアン、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB 及びダイオキシン類）</li> </ul>
水象の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の流量等</li> <li>・河川等の形状、底質の堆積状況</li> </ul>
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降水量</li> <li>・既存の発生源の状況</li> <li>・水利用及び水域利用の状況</li> </ul>

### 【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
水質	<b>【平常時】</b> 対象事業実施区域からの排水口 1 地点（No.1）、排水の流入が考えられる排水路 1 地点（No.2）及び綾瀬川 2 地点（No.3～No.4）の計 4 地点とする。（図 5-1 参照）	<b>【平常時】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境項目等 8 項目（BOD、SS、全窒素、全りん、水温、pH、DO、大腸菌群数）</li> <li>・健康項目</li> <li>・ダイオキシン類</li> </ul>	<b>【平常時】</b> 1. 調査時期及び回数 4季各1回計年4回 （健康項目及びダイオキシン類は夏季及び冬季の年2回）
	<b>【降雨時】</b> 対象事業実施区域からの排水口 1 地点（No.1）、排水の流入が考えられる排水路 1 地点（No.2）及び綾瀬川 1 地点（No.3）の計 3 地点とする。（図 5-1 参照）	<b>【降雨時】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SS と合わせて現地確認が可能な濁度、透視度、流量を調査項目とする。</li> </ul>	<b>【降雨時】</b> 1. 調査時期及び回数 降雨時2回 （濁水の発生が想定される降雨時に、経時変化を把握できる頻度で実施する。）
底質	水質の調査地点と同様とする。ただし、No.1 及びNo.2 は底泥が無いことから、調査地点はNo.3 及びNo.4 の計 2 地点とする。（図 5-1 参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質</li> <li>・ダイオキシン類</li> </ul>	1. 調査時期及び回数 夏季及び冬季の年2回
水象の状況	水質（平常時）の調査地点と同様とする。（図 5-1 参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流量等</li> <li>・河川等の形状、底質の堆積状況</li> </ul>	1. 調査時期及び回数 流量等は水質と同じ時期及び回数 河川等の形状、底質の堆積状況は水位が低い任意の時期に1回





- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 水質調査地点（水質、底質及び水象の状況）



0 100 200m  
1/10,000

図 5-1 調査地点位置図（水質）

【予測及び評価の手法】

環境影響要因		環境要素	予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期
工事中	造成等の工事	SS	造成等の工事に伴う濁水によるSS濃度の変化の程度	1. 予測地域 工事の実施による水質（SS及びpH）への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 SSは、仮設沈砂池等からの出口及び排水が綾瀬川と合流した下流側（現地調査地点No.4）とする。 pHは、排水が綾瀬川と合流した下流側（現地調査地点No.4）とする。	造成等の工事による濁水やアルカリ排水の影響が最大となる時期
		pH	コンクリート工事等に伴うアルカリ排水によるpHの変化の程度		
存在・供用時	施設の稼働	生活環境項目等8項目（BOD、SS、全窒素、全りん等）	生活環境項目等8項目の濃度の変化の程度または排出する負荷量の変化の程度	1. 予測地域 事業の実施に伴う排水により、水質または底質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 排水が綾瀬川と合流する下流側（現地調査地点No.4）とする。	・新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・新施設の単独稼働時
		健康項目	健康項目の濃度の変化の程度または排出する負荷量の変化の程度		
		ダイオキシン類	ダイオキシン類の濃度の変化の程度または排出する負荷量の変化の程度		
		底質（有害物質）	有害物質の濃度の変化の程度または排出する負荷量の変化の程度		

評価の手法	
工事中	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に基づく環境基準（pH）</li> <li>・「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年条例第57号）に基づく排水基準又は降雨時調査結果（SS）</li> </ul>
存在・供用時	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の水質に係る基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に基づく環境基準</li> </ul>

## 地下水

### 【調査内容】

調査内容	
地下水の水質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害項目…地下水の水質汚濁に係る環境基準項目、ダイオキシン類</li> </ul>
水象の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・綾瀬川の水位または流量</li> <li>・地下水の分布、水位、流向</li> </ul>
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の発生源の状況</li> <li>・降水量</li> <li>・水利用及び水域利用の状況</li> </ul>

### 【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
地下水の水質の状況	対象事業実施区域の地下水の流向の上流側及び下流側の計2地点（No.1、No.2）とする。（図6-1参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準項目</li> <li>・ダイオキシン類</li> </ul>	1. 調査時期及び回数 夏季及び冬季の年2回
水象の状況	地下水の水質と同様の調査地点2地点とする。（図6-1参照） 綾瀬川の流量は水質調査（平常時）と同じ2地点とする。（前掲図5-1参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・綾瀬川の水位または流量</li> <li>・地下水の分布、水位、流向</li> </ul>	1. 調査時期及び回数 地下水の水位は1年間の通年



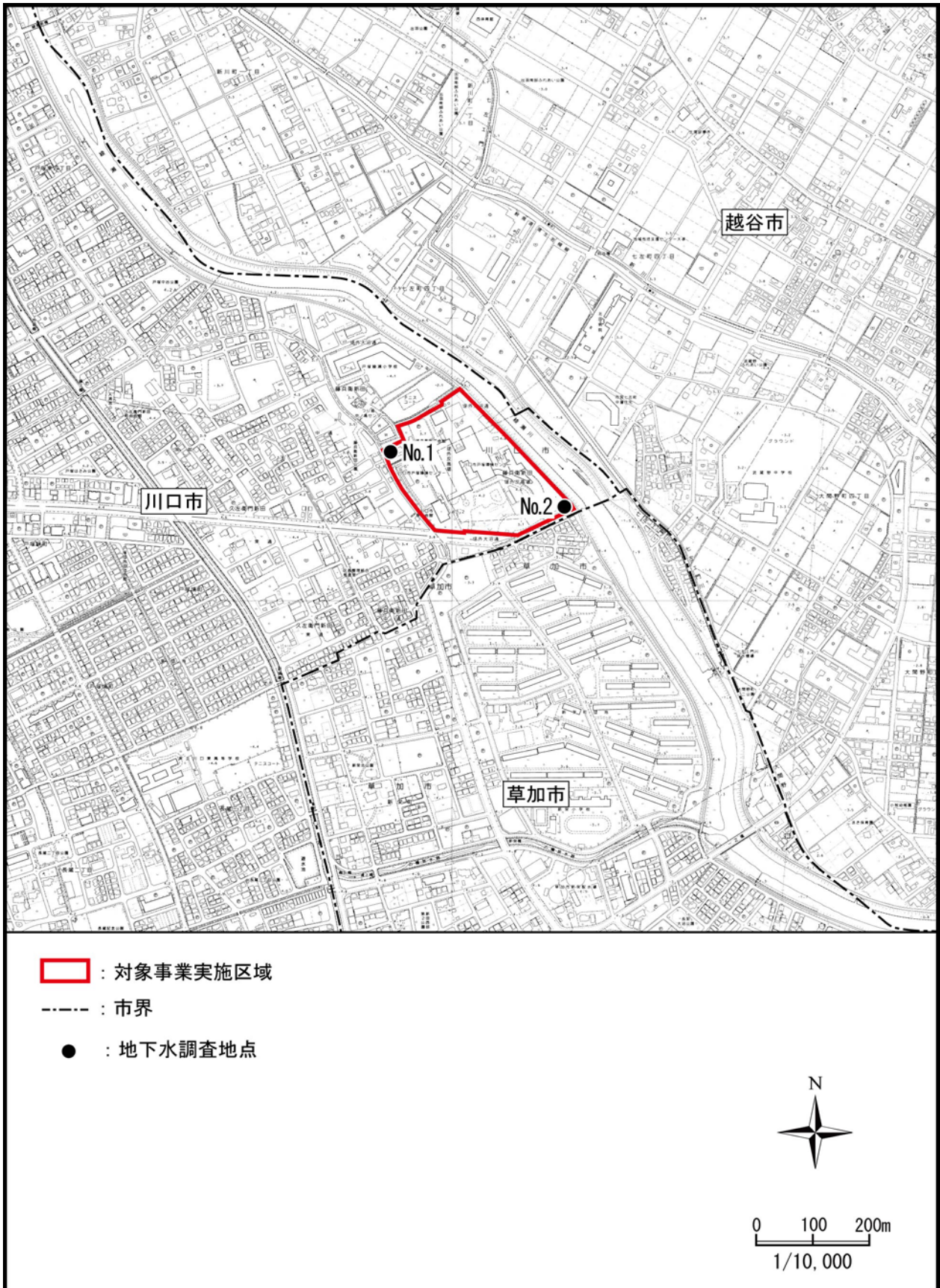


図 6-1 調査地点位置図 (地下水)

【予測及び評価の手法】

環境影響要因		環境要素	予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期
工事中	造成等の工事	地下水の水質 (環境基準項目、ダイオキシン類)	掘削工事等による土壌及び地下水の攪乱による地下水の水質(環境基準項目、ダイオキシン類)の濃度の変化の程度	1. 予測地域 掘削工事等により地下水の水質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 対象事業実施区域及びその周辺の予測地域全域とする。	掘削工事等による土壌及び地下水の攪乱による地下水の水質への影響が最大となる時期

評価の手法	
工事中	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に基づく環境基準</li> </ul>



## 土 壤

### 【調査内容】

調査内容	
土壌の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌の汚染に係る環境基準項目…カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム等計 27 項目</li> <li>・ダイオキシン類</li> </ul>
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水象の状況（地下水の水位、流向、水質の状況）</li> <li>・気象の状況（降水量）</li> <li>・対象事業実施区域の土地利用の履歴</li> <li>・土地利用状況</li> </ul>

### 【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
土壌の状況	対象事業実施区域内 1 地点 (No.1) 及び対象事業実施区域周辺 4 地点 (No.2~No.5) の計 5 地点とする。(図 7-1 参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準項目 27 項目 (No.1 のみ)</li> <li>・ダイオキシン類 (No.1~No.5)</li> </ul>	1. 調査時期及び回数 任意の時期に1回

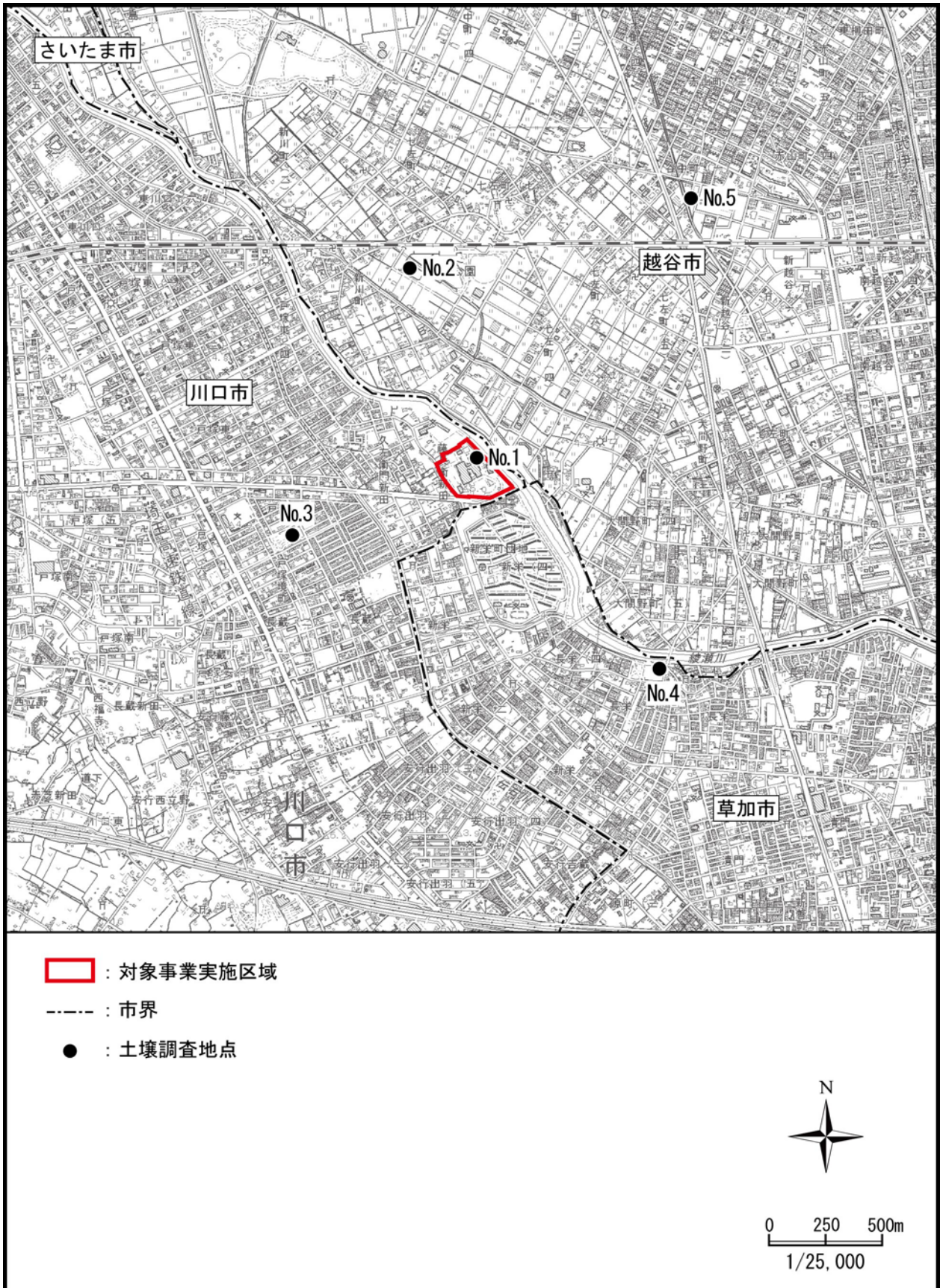


図 7-1 調査地点位置図（土壌）

【予測及び評価の手法】

環境影響要因		環境要素	予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期
工事中	造成等の工事	・ 土壌の汚染に係る環境基準項目 ・ 土壌中のダイオキシン類	造成等の工事に伴う土壌中の汚染発生の可能性及びその程度	1. 予測地域 造成等の工事による土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 対象事業実施区域内の調査地点と同様とする。	造成等の工事による土壌への影響が最大となる時期
存在・供用時	施設の稼働	土壌中のダイオキシン類	新施設の稼働に伴うダイオキシン類の土壌中の汚染発生の可能性及びその程度	1. 予測地域 新施設の稼働に伴うばい煙の排出による土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 対象事業実施区域周辺の現地調査4地点とする。 (前掲「大気質」の環境大気の調査地点に同じ)	・ 新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時 ・ 新施設の単独稼働時

評価の手法	
工事中	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・ 「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年環境庁告示第46号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に基づく環境基準</p>
存在・供用時	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・ 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に基づく環境基準</p>